

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA62-9 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

# 泊発電所3号炉

## 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備)

### 比較表

令和3年10月

北海道電力株式会社

## 目 次

1. 基本的な設計方針
  - 1.1 耐震性・耐津波性
    - 1.1.1 発電用原子炉施設の位置【38条】
    - 1.1.2 耐震設計の基本方針【39条】
    - 1.1.3 津波による損傷の防止【40条】
  - 1.2 火災による損傷の防止【41条】
  - 1.3 重大事故等対処設備
    - 1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1 - 五、43条2 - 二、三、43条3 - 三、五、七】
    - 1.3.2 容量等【43条2 - 一、43条3 - 一】
    - 1.3.3 環境条件等【43条1 - 一、六、43条3 - 四】
    - 1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1 - 二、三、四、43条3 - 二、六】
2. 個別機能の設計方針
  - 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】
  - 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】
  - 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】
  - 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】
  - 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】
  - 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】
  - 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】
  - 2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】
  - 2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】
  - 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】
  - 2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】
  - 2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】
  - 2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】
  - 2.14 電源設備【57条】
  - 2.15 計装設備【58条】
  - 2.16 原子炉制御室【59条】
  - 2.17 監視測定設備【60条】
  - 2.18 緊急時対策所【61条】
  - 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
  - 2.20 1次冷却設備
  - 2.21 原子炉格納施設
  - 2.22 燃料貯蔵設備
  - 2.23 非常用取水設備
  - 2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

表 重大事故等対処設備仕様

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

**比較結果等を取りまとめた資料**

**1. 最新審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)**

**1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

**1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項**

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし

**1-3) その他**

女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。

**2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要**

**2-1) 名称の相違**

- ・右表の通り、各通信連絡設備の名称が異なっている。(設備の相違は次頁にて説明) 比較表では女川2号炉に合わせて資料構成に合わせて泊3号炉の並び替えを行い、記載内容の比較を行った結果、同様の内容が記載されていることを確認した。
- ・女川2号炉では、通信連絡設備という名称を集約単位として利用しており、泊3号炉では、通信設備という名称を集約単位として利用している。
- ・上記名称の相違については比較表には相違を記載しない。

女川2号炉			泊3号炉 (女川と比較するために並び替えを実施)		
通信種別	設置場所	主要設備	通信種別	設置場所	主要設備
通信連絡設備	発電所内	携行型通話装置	通信設備 (発電所内)	所内	携行型通話装置
		送受話器 (ページング) (警報装置を含む)			運転指令設備 (警報装置を含む)
		移動無線設備			無線通話装置
					固定
					車載
					トランシーバ
					インターフォン
					テレビ会議システム (指揮所・待機所間)
通信連絡設備 (発電所内)、 通信連絡設備 (発電所外)	発電所内外	電力保安通信用電話設備	通信設備 (発電所内)、 通信設備 (発電所外)	所内外 (社内及び社外)と共用と記載。	電力保安通信用電話設備
		固定電話機			保安電話 (固定)
					保安電話 (携帯)
		PHS端末			
		FAX			
		衛星電話設備			衛星電話設備
					固定電話
					衛星携帯電話
安全パラメータ 表示システム (SPDS)		安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送設備		データ収集装置
					データ伝送設備
					データ表示端末
通信連絡設備 (発電所外)	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	通信設備 (発電所外)	社内、社外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備
					TV会議システム
					IP電話
					IP-FAX
					加入電話設備
					固定電話
					FAX
					電力保安通信用電話設備
					衛星保安電話
					社内テレビ会議システム
					専用電話設備
					固定電話
					FAX
					携帯電話
データ伝送設備		データ伝送設備	データ伝送設備	社外	ERSS伝送サーバ
					データ収集装置

2-2) 設備の相違

	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
通信連絡設備の種類	なし	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン	・泊3号炉では、緊急時対策所を2棟に分割した設計としていることから、不測の事態が起こった場合においても要員の指揮所、待機所間の往来がなくとも対応がとれるよう、インターフォンおよびテレビ会議システム（指揮所・待機所間）を設置している。
通信連絡設備の種類	なし	携帯電話	・緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて利用可能としている。
通信連絡設備の種類	無線連絡設備（固定型）	なし	・女川2号炉で中央制御室や緊急時対策所に設置している無線連絡設備（固定型）は、泊3号炉ではSA設備として設置していないが、衛星電話設備にてその機能（中央制御室や緊急時対策所から現場までの通信機能など）を充足するため、重大事故等に対処可能と判断している。（SA設備としての無線連絡設備が存在しないのは、大飯と同様）

上記相違については、比較表には差異理由を記載しない。

2-3) 記載内容の相違

- ・主に記載方針の相違により、記載されている内容が相違している。（比較表には差異理由を記載しない）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>3.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造                      (3) その他の主要な構造                      (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。                      a. 設計基準対象施設                      (ad) 通信連絡設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>	<p>2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】</p> <p>ロ. 発電用原子炉施設の一般構造                      (3) その他の主要な構造                      (i) 本原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。                      a. 設計基準対象施設                      (ad) 通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（中央制御室、監視測定設備、緊急時対策所及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>又その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      (3) その他の主要な事項                      (vii) 通信連絡設備                      重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。                      重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。                      重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。                      緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。                      衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。                      無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。                      携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。                      安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。                      衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。                      また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。                      衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備                      (3)その他の主要な事項                      (vii) 通信連絡設備                      重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。                      重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）を設ける。                      重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。                      データ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機は、原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所に設置する設計とする。                      衛星電話設備は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。                      緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。                      テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフ</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、携行型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための</p>	<p>オンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電池を用いるものについては、充電池の残量が少なくなった場合は、別の充電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネ</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）のSPDS 伝送装置と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ss による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「ヌ(2) 非常用電源設備の構造」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「ヌ(2)(iv) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>ネットワークに接続する通信連絡設備は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機については、「ヌ.(2)(vi) 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「ヌ.(3)(vi) 緊急時対策所」に記載する。</p>		



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>通信連絡設備の一覧を以下に示す。                      送受話器（ページング）（警報装置を含む。）                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      局線加入電話設備                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      電力保安通信用電話設備                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      社内テレビ会議システム                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      専用電話設備                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      移動無線設備                      一式                      [常設重大事故等対処設備]                      無線連絡設備（固定型）                      （「へ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      衛星電話設備（固定型）                      （「へ(5)(vi) 中央制御室」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      安全パラメータ表示システム（SPDS）                      （「へ計測制御系統施設の構造及び設備」及び「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP 電話及びIP-FAX）                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      データ伝送設備                      一式                      [可搬型重大事故等対処設備]                      携行型通話装置                      一式                      無線連絡設備（携帯型）                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）                      一式                      衛星電話設備（携帯型）                      （「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用）</p>	<p>運転指令設備 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      加入電話設備 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      携帯電話 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      電力保安通信用電話設備 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      社内TV会議システム 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      無線通話装置 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      衛星電話設備 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      衛星携帯電話 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      専用電話設備 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      携行型通話装置 1式                      トランシーバ 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      インターフォン 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備                      1式                      （「緊急時対策所」及び「通信連絡設備」と兼用）                      データ収集計算機 1式                      （ヌ. (3)(vi)と兼用）                      データ表示端末 1式                      （ヌ. (3)(vi)と兼用）                      ERSS伝送サーバ 1式                      （ヌ. (3)(vi)と兼用）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>一式</p> <p>携行型通話装置、無線連絡設備、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>	<p>携行型通話装置、トランシーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、設計基準事故時及び重大事故等時ともに使用する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由
<p>第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携帯型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）</p>	<p>【泊はまとめ資料に記載がないため補正書案を記載】</p> <p>第六十二条 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合において当該発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。</p> <p><u>適合のための設計方針</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携帯型通話装置は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機は、原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携帯型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備、携帯型通話装置及び衛星電話設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータ</p>	<p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携帯型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、充電電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換又は別の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータ</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>タを発電所外の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、通信連絡設備（発電所内）と同じである。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）のSPDS 伝送装置と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、通信連絡設備（発電所外）と同じである。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としてのデータ伝送設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急</p>	<p>を発電所外（社内外）の必要な場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>時対策所」に記載する。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12 通信連絡設備</p> <p>10.12.1 通常運転時等</p> <p>10.12.1.1 概要</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>また、発電所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線に接続する。</p> <p>10.12.1.2 設計方針</p> <p>(1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。</p> <p>なお、警報装置、通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム(SPDS)は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム(ERSS)へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.3 主要設備の仕様</p> <p>通信連絡設備の一覧表を第10.12-1表に示す。</p> <p>10.12.1.4 主要設備</p> <p>(1) 警報装置及び通信連絡設備（発電所内）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等</p>			<p>【女川の記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川と泊・大飯（PWR）ではまとめ資料の構成が異なる</li> <li>・女川は設置許可添付書類八の通信連絡設備のうち DB 設備（設置許可基準規則第三十五条）の記載をしており、泊・大飯のまとめ資料には同様の構成の記載箇所はないが、内容は DB 設備（設置許可基準規則第三十五条）で女川と泊・大飯の比較が可能</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>の建屋内外各所の者への必要な操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、移動無線設備、携行型通話装置、無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>また、警報装置及び通信連絡設備（発電所内）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）</p> <p>緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>また、安全パラメータ表示システム（SPDS）については、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>(3) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備（発電所外）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>通信連絡設備（発電所外）は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備（発電所外）は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、通信連絡設備（発電所外）は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>(4) データ伝送設備</p> <p>発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>また、データ伝送設備は、非常用所内電源設備又は無停電電源装置（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備は、定期的に点検を行うことにより、専用通信回線の状態を監視し、常時使用できることを確認する。</p> <p>10.12.1.5 試験検査</p> <p>警報装置、通信連絡設備（発電所内）、通信連絡設備（発電所外）、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>10.12.1.6 手順等</p> <p>通信連絡設備については、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。</p> <p>(1) 通信連絡設備の操作については、あらかじめ手順を整備し、的確に実施する。</p> <p>(2) 専用通信回線、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備については、通信が正常に行われていることを確認するため、定期的に点検を行うとともに、異常時の対応に関する手順を整備する。</p> <p>(3) 社内外の関係先へ、的確かつ迅速に通報連絡ができるよう、原子力防災訓練等を定期的に実施する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2 重大事故等時</p> <p>10.12.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>通信連絡設備の系統概要図を第10.12-1 図に示す。</p> <p>10.12.2.2 設計方針</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できる安全パラメータ表示システム（SPDS）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所内）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所内）として、衛星電話設備、無線連絡設備及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。また、衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話</p>	<p>第62条 通信連絡設備</p> <p>2.19.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(1) 発電所内の通信連絡設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）、緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機及びデータ表示端末を使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン及び携行型通話装置は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機は、原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	<p>第62条 通信連絡設備</p> <p>2.19.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所内）として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバ、携行型通話装置及びインターフォンを使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びSPDS表示装置を使用する。</p> <p>通信設備（発電所内）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバ、携行型通話装置及びインターフォンを設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）、トランシーバ及びインターフォンは、緊急時対策所に保管し、携行型通話装置は、原子炉補助建屋及び緊急時対策所に保管する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS表示装置は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び無線連絡設備のうち緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンの電源は、緊急時対策所の電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用する設計とする。</p> <p>充電電池を用いるものについては、充電電池の残量が少なくなった場合は、別の充電電池と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>データ収集計算機については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>トランシーバの電源は、充電電池又は乾電池を使用しており、充電電池を用いるものについては、充電電池の残量が少なくなった場合は、別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置及びインターフォンの電源は、乾電池を使用しており、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・無線連絡設備（固定型）</li> <li>・無線連絡設備（携帯型）</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS） （データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置）</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所内）は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p>	<p>代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備</li> <li>・衛星携帯電話</li> <li>・トランシーバ</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・インターフォン</li> <li>・テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</li> <li>・データ収集計算機</li> <li>・データ表示端末</li> <li>・代替非常用発電機（2.14電源設備【57条】）</li> <li>・緊急時対策所用発電機（2.18緊急時対策所【61条】）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57条】）</li> <li>・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】）</li> </ul> <p>その他、データ収集計算機、データ表示端末及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・トランシーバ（3号及び4号炉共用）</li> <li>・携行型通話装置（3号及び4号炉共用）</li> <li>・インターフォン（3号及び4号炉共用）</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）</li> <li>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用）（2.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>(2) 発電所外との通信連絡を行うための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要のある場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）を設ける。</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備（発電所外）として、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p> <p>なお、データ伝送設備を構成するSPDS 伝送装置は、「(1) a. 通信連絡設備（発電所内）」と同じである。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置する設計とする。</p>	<p>(2) 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要のある場所で共有する通信設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機及びERSS伝送サーバを使用する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話設備、衛星携帯電話及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、中央制御室、緊急時対策所、原子炉補助建屋等に設置又は保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備は屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、ディーゼ</p>	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。</p> <p>通信設備（発電所外）として、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を使用する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。衛星電話（固定）は、中央制御室及び緊急時対策所に設置し、衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、緊急時対策所に保管し、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、原子炉補助建屋に設置する設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムは、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）の電源は、ディーゼル発電機又は電源</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p>	<p>ル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>衛星携帯電話の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は、充電池を交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機又は緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p>	<p>車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）の電源は、充電池を使用しており、充電池の残量が少なくなった場合は別の端末と交換することにより、継続して通話ができ、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）及び緊急時衛星通報システムの電源は、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、電源車（緊急時対策所用）（DB）に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備（固定型）</li> <li>・衛星電話設備（携帯型）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）</li> <li>・データ伝送設備</li> <li>・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・可搬型代替交流電源設備（10.2 代替電源設備）</li> <li>・緊急時対策所用代替交流電源設備（10.9 緊急時対策所）</li> </ul> <p>その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p>	<p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備</li> <li>・衛星携帯電話</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</li> <li>・データ収集計算機</li> <li>・ERSS伝送サーバ</li> <li>・代替非常用発電機（2.14電源設備【57条】）</li> <li>・緊急時対策所用発電機（2.18緊急時対策所【61条】）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14電源設備【57条】）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14電源設備【57条】）</li> <li>・可搬型タンクローリー（2.14電源設備【57条】）</li> </ul> <p>その他、緊急時対策所に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機及びERSS伝送サーバの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「2.14電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</p>	<p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地震動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>具体的な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）</li> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）</li> <li>・安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）</li> <li>・空冷式非常用発電装置（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・重油タンク（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・タンクローリー（2.14 電源設備【57条】）</li> <li>・電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用）（2.18 緊急時対策所【61条】）</li> </ul> <p>その他、重大事故等時に使用する設計基準事故対処設備としては、ディーゼル発電機があり、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行うが、詳細については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「2.14 電源設備【57条】」にて記載する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）</p> <p>重大事故等が発生した場合に計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外の必要な場所で共有する通信連絡設備（発電所外）は、「(2) a. 通信連絡設備（発電所外）」と同じである。</p> <p>重大事故等に対処するためのデータ伝送の機能に係る設備、緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の機能に係る設備及び緊急時対策所の通信連絡機能に係る設備としての安全パラメータ表示システム（SPDS）、データ伝送設備、無線連絡設備、携行型通話装置、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、固縛又は転倒防止処置を講じる等、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能喪失しない設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備については、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p> <p>非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散等を除く設計方針を適用する。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2.2.1 多様性、位置的分散                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>携行型通話装置の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、乾電池を使用することで、非常用交流電源設備及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、携行型通話装置は、中央制御室に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）の電源は、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、充電式電池を使用することで、非常用交流電源設備及び通信用電源装置（蓄電池）からの給電により使用する送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備に対して多様性を有する設計とする。また、無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管することで、送受話器（ページング）及び電力保安通信用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備及び携行型通話装置は、それぞれ異なる通信方式を使用し、共通要因によって同時に機能を損なわないよう多様性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内に設置する統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の電源は、電力保安通信用電話設備、</p>	<p>2.19.1.1 多様性、位置的分散                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置及び中央制御室に設置する衛星電話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用することで、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持つ設計とする。</p> <p>統合原子力ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、データ表示端末及び緊急時対策所に設置する衛星電話設備の電源は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。また、<u>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、及びインターフォンの電源は多重性を持った代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性、多重性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。</u></p> <p>衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ及び携行型通話装置は、運転指令設備と位置的分散を考慮して原子炉補助建屋内、緊急時対策所内又は屋外に保管する。</p> <p>衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、それぞれ異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p>	<p>2.19.1.1 多様性、位置的分散                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った空冷式非常用発電装置又は電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については、「2.14 電源設備【57条】」及び「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>また、通信設備（発電所内）、データ伝送設備（発電所内）、通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備、通信用電源装置（蓄電池）及び充電式電池からの給電により使用する電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備及び専用電話設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>制御建屋及び緊急時対策所内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備の電源は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備及び緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電により使用することで、非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>電源設備の多様性、位置的分散については「10.2 代替電源設備」及び「10.9緊急時対策所」にて記載する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2.2.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、他の設備と独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.12.2.2.3 共用の禁止                      基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共用しない設計とする。</p>	<p>2.19.1.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示装置は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>（記載せず）</p>	<p>2.19.1.2 悪影響防止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備として系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）、トランシーバ、携行型通話装置及びインターフォンは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>2.19.1.3 共用の禁止                      基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2.2.4 容量等                      基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で必要な通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、想定される重大事故等時において、発電所内及び発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を保管する設計とする。保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数と故障時及び保守点検時のバックアップ用を加え、一式を保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、想定される重大事故等時において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、想定される重大事故等時において、発電所外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送することができる設計とする。</p>	<p>2.19.2容量等                      基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話設備は、発電所内及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置する設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、発電所内及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とし、保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数に加え、故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個を保管する設計とする。</p> <p>トランシーバ及び携行型通話装置は、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とし、保有数は、重大事故等に対処するために必要な個数に加え、故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個を保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びデータ表示端末は、発電所内及び発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>ERSS伝送サーバは、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>設備仕様については、第10.12.6表及び第10.12.7表に示す。</p>	<p>2.19.2 容量等                      基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバ、携行型通話装置及びインターフォンは、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、発電所外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるよう、必要な個数を設置又は保管する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）（計装設備（重大事故等対処設備）、緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用）及び安全パラメータ伝送システム（緊急時対策所及び通信連絡設備と兼用）は、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所に必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>設備仕様については、表2.19-1、2に示す。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2.2.5 環境条件等                      基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内に保管し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、発電所内の建屋内で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）の操作は、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）は、発電所内の屋外で使用し、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。データ収集装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      SPDS 伝送装置は、想定される重大事故等時に操作を行う必要がない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 表示装置は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      SPDS 表示装置の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の操作は、想定される重大事故等時において、設置場所で可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備は、緊急時対策所内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。                      データ伝送設備は、想定される重大事故等時に操作を行う</p>	<p>2.19.3環境条件等                      基本方針については、「1.3.3環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、中央制御室内及び原子炉補助建屋内に保管し、原子炉格納容器内を除く建屋内及び屋外で使用するため、重大事故等時における原子炉格納容器内を除く建屋内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話は、中央制御室内及び緊急時対策所内に保管し、屋外で使用するため、重大事故等時における中央制御室内、緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>トランシーバは、緊急時対策所内及び屋外に保管し、屋外で使用するため、重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備は、重大事故等時における中央制御室内及び緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室内及び緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p><b>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、インターフォン</b>及びデータ表示端末は、重大事故等時における緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等時における原子炉補助建屋内及び緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>2.19.3 環境条件等                      基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>携行型通話装置は、重大事故等時における建屋内（原子炉格納容器内を除く。）及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話（携帯）及びトランシーバは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して使用が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、インターフォン、緊急時衛星通報システム、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、重大事故等時における中央制御室、原子炉補助建屋又は緊急時対策所のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>必要がない設計とする。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2.2.6 操作性の確保                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備のうち無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所で使用する場合、中央制御室と切替えせずに使用可能な設計とする。</p> <p>衛星電話設備のうち衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備のうち無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とし、人が携行して移動し、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、端末である携行型通話装置と中継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子の接続を簡便な端子接続とし、接続規格を統一することにより、使用場所において確実に接続できる設計とする。また、乾電池の交換も含め容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に通信連絡が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及びデータ伝送設備は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 伝送装置及びデータ伝送設備は、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS 表示装置は、付属の操作スイッチにより緊急時対策所内で操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.19.4操作性及び試験・検査性について                      基本方針については、「1.3.4操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保                      衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、データ表示端末及びERSS伝送サーバは、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <p>衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続できるとともに、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>衛星携帯電話及びトランシーバは、人が携行して移動し、使用場所において付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、人が携行して移動し、使用場所において通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続できるとともに、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>データ表示端末は、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、通信用ケーブルを容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、設計基準対象施設と兼用せず、他の設備と切替えることなく使用できる設計とする。また、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>2.19.4 操作性及び試験・検査性について                      基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保                      衛星電話（携帯）及びトランシーバは、特別な技量を要することなく、容易に操作ができるとともに、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>携行型通話装置は、乾電池を使用し、使用場所において端末と接続端子又は通話装置用ケーブルを容易かつ確実に接続できるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>衛星電話（可搬）は、容易に設置及び操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、衛星電話（固定）、インターフォン及び緊急時衛星通報システムは、特別な技量を要することなく、容易に操作ができるとともに、通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡ができる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS表示装置は、容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

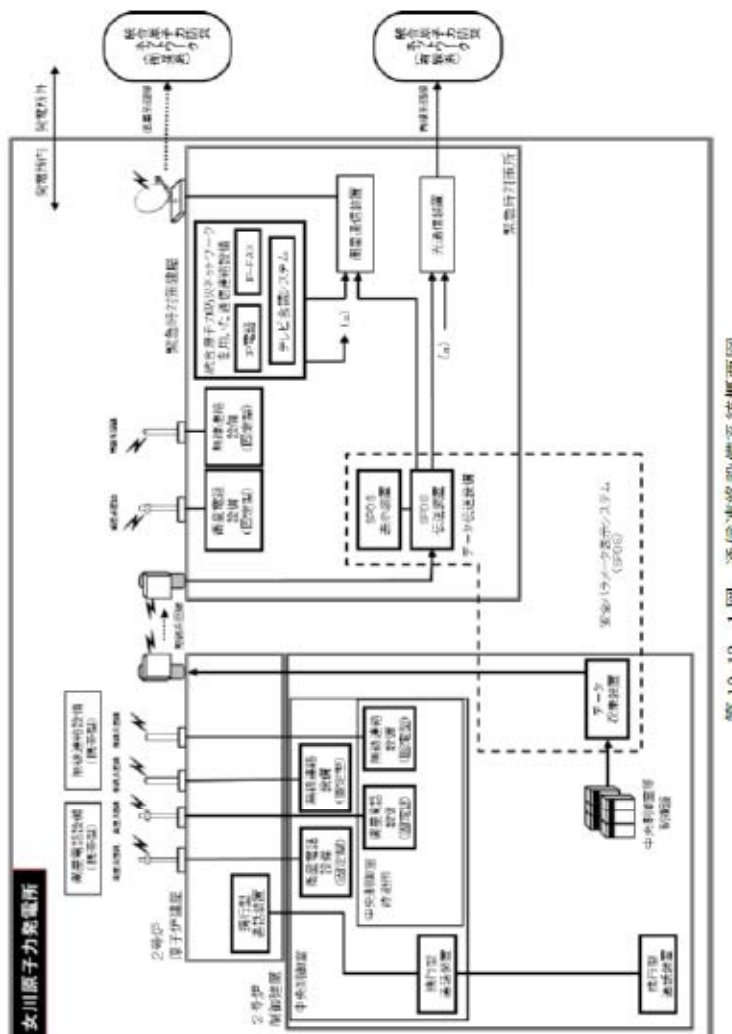
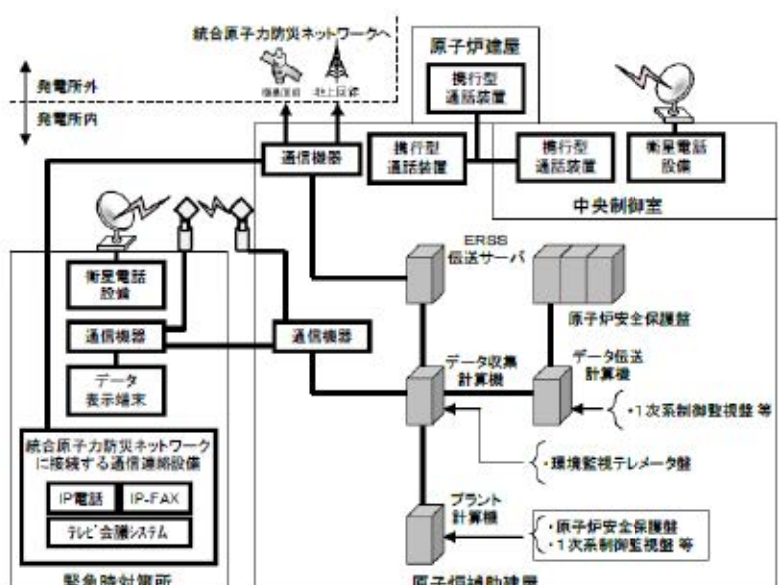
第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>10.12.2.3 主要設備及び仕様                      通信連絡を行うために必要な設備の主要機器仕様を第10.12-2表及び第10.12-3表に示す。</p> <p>10.12.2.4 試験検査                      基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。                      無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、携行型通話装置、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、データ表示端末、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及びインターフォンは、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>通信設備（発電所内）及び通信設備（発電所外）は、通話通信の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>データ伝送設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所外）は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
 <p>第10.12-1図 通信連絡設備系統概要図</p>	 <p>第62-1図 通信連絡設備 概略系統図</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

大飯発電所3/4号炉

差異理由

第10.12-1表 通信連絡設備の一覧表

通信種別	主要設備	非常時の内蔵設備又は非常時電源設備	通信回線
通信連絡設備 （発電所内）	発電所内	警報伝送設備	敷設なし
		送受設備（バーゲン等） （警報装置を含む）	バーゲンセット・スピーカ 非常用ディーゼル発電機、 送受信機用電源（蓄電池）
		移動無線設備	非常用ディーゼル発電機、 送受信機用電源（蓄電池）
		無線電話設備（携帯型）	無線電話機
通信連絡設備 （発電所内）、 送受信機設備 （発電所外）	発電所内外	電力保安送受信機設備	非常用ディーゼル発電機、 送受信機用電源（蓄電池） 有線伝送線、 無線伝送線 （専用の電力保安 送受信機）
		無線電話設備	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池） 無線電話機（本体内蔵）
		データ伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池） 無線伝送線（通信事業者回線）
		無線伝送設備（携帯型）	無線電話機（本体内蔵）
安全バリエーション 表示システム （BPS）	安全バリエーション表示システム（BPS）	BPS 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池）
		BPS 表示装置	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池）
		プロセッサシステム （制御系、表示系）	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池）
		プロセッサシステム （制御系、表示系）	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池）
通信連絡設備 （発電所外）	発電所外	統合系電力防犯ネットワークを用いた送受信機設備	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池） 有線伝送線、 無線伝送線 （専用の送受信機 を含む）
		局間加入電話設備	加入電話機 送受信機用回線からの伝送 有線伝送線 （通信事業者回線）
		加入 FAX	送受信機用回線からの伝送 非常用ディーゼル発電機
		電力保安送受信機設備	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池） 無線伝送線（通信事業者 回線）
		社内テレビ会議システム	非常用ディーゼル発電機
		社内テレビ会議システム	非常用ディーゼル発電機
データ伝送設備	データ伝送設備	専用無線設備 （地方公共団体ネットワーク）	非常用ディーゼル発電機 有線伝送線 （専用の送受信機 を含む）
		BPS 伝送装置	非常用ディーゼル発電機、 120V 充電機（120V 蓄電池） 有線伝送線、 無線伝送線 （専用の送受信機 を含む）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大阪発電所3/4号炉	差異理由																																																												
	<p>第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順                      （発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）</p> <table border="1" data-bbox="896 363 1581 850"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準等に対する対応設備</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10">発電所内の通信連絡</td> <td>緊急警報装置（固定電話）※1</td> <td rowspan="10">a</td> <td rowspan="10">緊急時対策運用手順</td> <td rowspan="10">重大事故等発生時及び大規模設備故障時における対応手順</td> </tr> <tr> <td>緊急通報装置</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>携帯型無線装置</td> </tr> <tr> <td>データ伝送装置※1</td> </tr> <tr> <td>インターホン※1</td> </tr> <tr> <td>データ表示装置※1</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（会議用・待機時間）※1</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>運転指令装置</td> </tr> <tr> <td>電力伝送専用電話設備（保安電話）（固定）、保安電話（携帯）※1</td> <td rowspan="10">b</td> <td rowspan="10">緊急時対策運用手順</td> <td rowspan="10">設備及び設計基準等に基づいた整備及び維持管理の手順</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機※2</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用非常電源※4</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備※3</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料供給設備※3</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機等により給電する。                      ※2：代替非常用発電機、可搬型代替電源車からの給電に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。                      ※3：代替非常用発電機、可搬型代替電源車、緊急時対策用発電機の燃料供給に使用する。代替非常用発電機、可搬型代替電源車の燃料供給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、緊急時対策用発電機に燃料供給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※4：緊急時対策用発電機からの給電に関する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※5：重大事故対策において用いる設備の分類                      a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備                      b：37条に適合する重大事故等対応設備                      c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準等に対する対応設備	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類	-	発電所内の通信連絡	緊急警報装置（固定電話）※1	a	緊急時対策運用手順	重大事故等発生時及び大規模設備故障時における対応手順	緊急通報装置	トランシーバ	携帯型無線装置	データ伝送装置※1	インターホン※1	データ表示装置※1	テレビ会議システム（会議用・待機時間）※1	無線通信装置	運転指令装置	電力伝送専用電話設備（保安電話）（固定）、保安電話（携帯）※1	b	緊急時対策運用手順	設備及び設計基準等に基づいた整備及び維持管理の手順	代替非常用発電機※2	緊急時対策用非常電源※4	ディーゼル発電機燃料供給設備※3	ディーゼル発電機燃料供給設備※3	可搬型タンクローリー※3	<p>第1.19.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順                      （発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）</p> <table border="1" data-bbox="1670 363 2356 951"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準等に対する対応設備</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10">発電所内の通信連絡</td> <td>衛星電話（固定）※2</td> <td rowspan="10">a</td> <td rowspan="10">緊急時対策運用手順</td> <td rowspan="10">通信連絡に関する手順</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>携帯型無線装置</td> </tr> <tr> <td>安全バクメータ表示システム（SPDS）※2</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置※2</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>運転指令装置（1号及び2号が送受話器）</td> </tr> <tr> <td>運転指令装置（3号及び4号が送受話器）</td> </tr> <tr> <td>電力伝送専用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））</td> <td rowspan="10">b</td> <td rowspan="10">緊急時対策運用手順</td> <td rowspan="10">通信連絡に関する手順</td> </tr> <tr> <td>代替非常用発電機※2</td> </tr> <tr> <td>燃料油の減タンク※4</td> </tr> <tr> <td>重油タンク※4</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー※4</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策用）※5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「大阪発電所 重大事故等発生時における原子炉運転の保全のための活動に関する手順」                      ※2：ディーゼル発電機等により給電する。                      ※3：空冷式非常用発電機から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。                      ※4：空冷式非常用発電機、電源車（緊急時対策用）の燃料供給に使用する。空冷式非常用発電機の燃料供給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、電源車（緊急時対策用）に燃料供給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※5：電源車（緊急時対策用）から給電する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※6：重大事故対策において用いる設備の分類                      a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準等に対する対応設備	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類	-	発電所内の通信連絡	衛星電話（固定）※2	a	緊急時対策運用手順	通信連絡に関する手順	衛星電話（携帯）	トランシーバ	携帯型無線装置	安全バクメータ表示システム（SPDS）※2	SPDS表示装置※2	インターフォン	無線通信装置	運転指令装置（1号及び2号が送受話器）	運転指令装置（3号及び4号が送受話器）	電力伝送専用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））	b	緊急時対策運用手順	通信連絡に関する手順	代替非常用発電機※2	燃料油の減タンク※4	重油タンク※4	タンクローリー※4	電源車（緊急時対策用）※5	<p>通信連絡に関する手順                      通信連絡に関する手順                      緊急時対策運用手順                      通信連絡に関する手順                      通信連絡に関する手順                      空冷式非常用発電機による電源の復旧手順                      空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順                      緊急時対策所の居住性確保のための手順</p> <p>SA所達※                      SA所達※                      SA所達※</p>
分類	機能喪失を想定する設計基準等に対する対応設備	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類																																																										
-	発電所内の通信連絡	緊急警報装置（固定電話）※1	a	緊急時対策運用手順	重大事故等発生時及び大規模設備故障時における対応手順																																																										
		緊急通報装置																																																													
		トランシーバ																																																													
		携帯型無線装置																																																													
		データ伝送装置※1																																																													
		インターホン※1																																																													
		データ表示装置※1																																																													
		テレビ会議システム（会議用・待機時間）※1																																																													
		無線通信装置																																																													
		運転指令装置																																																													
電力伝送専用電話設備（保安電話）（固定）、保安電話（携帯）※1	b	緊急時対策運用手順	設備及び設計基準等に基づいた整備及び維持管理の手順																																																												
代替非常用発電機※2																																																															
緊急時対策用非常電源※4																																																															
ディーゼル発電機燃料供給設備※3																																																															
ディーゼル発電機燃料供給設備※3																																																															
可搬型タンクローリー※3																																																															
分類				機能喪失を想定する設計基準等に対する対応設備	対応設備	設備分類	整備する手順書	手順書の分類																																																							
-				発電所内の通信連絡	衛星電話（固定）※2	a	緊急時対策運用手順	通信連絡に関する手順																																																							
					衛星電話（携帯）																																																										
					トランシーバ																																																										
	携帯型無線装置																																																														
	安全バクメータ表示システム（SPDS）※2																																																														
	SPDS表示装置※2																																																														
	インターフォン																																																														
	無線通信装置																																																														
	運転指令装置（1号及び2号が送受話器）																																																														
	運転指令装置（3号及び4号が送受話器）																																																														
電力伝送専用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））	b	緊急時対策運用手順	通信連絡に関する手順																																																												
代替非常用発電機※2																																																															
燃料油の減タンク※4																																																															
重油タンク※4																																																															
タンクローリー※4																																																															
電源車（緊急時対策用）※5																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																								
	<p>第119.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順                      （発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）</p> <table border="1" data-bbox="899 325 1611 856"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>連絡先を特定する設計基準等に対する設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>整備方針</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>                     携帯電話設備（固定電話、FAX）※1                      衛星携帯電話                      統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※1（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）                      データ伝送装置※1                      E-MAIL伝送サーバ※1                      加入電話設備（固定電話、FAX）※1                      専用電話設備※1（固定電話、FAX）                      携帯電話                      電力伝送通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））                      衛星携帯電話※1                      社内TV会議システム※1                      無線通信装置※1                 </td> <td>                     重大事故等発生時                      多様な状況に対応                 </td> <td>                     通信連絡に関する手順                      緊急時対応運用手順                 </td> <td>                     重大事故等発生時及び火災爆発等発生時における対応手順                 </td> </tr> <tr> <td>                     代替非常用発電機※2                      緊急時対策用発電機※4                      ディーゼル発電機燃料供給設備※3                      ディーゼル発電機燃料供給設備※3                      可搬型タンクローリー※3                 </td> <td>                     重大事故等発生時                      自主的対策として整備                 </td> <td>                     事故時立降線の発生時における対応手順                      全交流電源喪失時における対応手順                      緊急時対応運用手順                 </td> <td>                     故障及び設計基準等に対する連絡手順書                      伊心の新しい設備及び特設設備の稼働を停止する連絡手順書                 </td> <td>                     緊急時対応運用手順                 </td> <td>                     緊急時対応運用手順                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：ディーゼル発電機等により給電する。                      ※2：代替非常用発電機、可搬型代替電源車からの給電に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。                      ※3：代替非常用発電機、可搬型代替電源車、緊急時対策用発電機の燃料補給に使用する。代替非常用発電機、可搬型代替電源車の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、緊急時対策用発電機に燃料補給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※4：緊急時対策用発電機からの給電に関する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※5：重大事故対象において用いる設備の分類                      a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備                      b：37条に適合する重大事故等対処設備                      c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	連絡先を特定する設計基準等に対する設備	対応手段	対応設備	整備方針	整備する手順書	手順書の分類	-	-	-	携帯電話設備（固定電話、FAX）※1 衛星携帯電話 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※1（TV会議システム、IP電話、IP-FAX） データ伝送装置※1 E-MAIL伝送サーバ※1 加入電話設備（固定電話、FAX）※1 専用電話設備※1（固定電話、FAX） 携帯電話 電力伝送通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）） 衛星携帯電話※1 社内TV会議システム※1 無線通信装置※1	重大事故等発生時 多様な状況に対応	通信連絡に関する手順 緊急時対応運用手順	重大事故等発生時及び火災爆発等発生時における対応手順	代替非常用発電機※2 緊急時対策用発電機※4 ディーゼル発電機燃料供給設備※3 ディーゼル発電機燃料供給設備※3 可搬型タンクローリー※3	重大事故等発生時 自主的対策として整備	事故時立降線の発生時における対応手順 全交流電源喪失時における対応手順 緊急時対応運用手順	故障及び設計基準等に対する連絡手順書 伊心の新しい設備及び特設設備の稼働を停止する連絡手順書	緊急時対応運用手順	緊急時対応運用手順	<p>第1.19.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順                      （発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡）</p> <table border="1" data-bbox="1670 325 2383 976"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>連絡先を特定する設計基準等に対する設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>整備方針</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順書の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td>                     固定電話（固定）※2                      固定電話（携帯）※2                      衛星携帯電話※2                      統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※2（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX）                      安全バクメータ表示システム（SPDS）※2                      安全バクメータ伝送システム※2                      緊急時衛星通信システム※2                      加入電話                      加入アクセシビリ                      携帯電話                      電力伝送通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び衛星保安電話                      社内TV会議システム                      無線通信装置                 </td> <td>                     重大事故等発生時                      自主的対策として整備                 </td> <td>                     通信連絡に関する手順                      緊急時対応運用手順                 </td> <td>                     重大事故等発生時及び火災爆発等発生時における対応手順                 </td> </tr> <tr> <td>                     空冷式非常用発電装置※3                      燃料油貯蔵タンク※4                      重油タンク※4                      タンクローリー※4                      電源車（緊急時対策用）※5                 </td> <td>                     重大事故等発生時                      自主的対策として整備                 </td> <td>                     事故時立降線の発生時における対応手順                      全交流電源喪失時における対応手順                      燃料の取崩しに関する手順                      緊急時対応運用手順                 </td> <td>                     伊心の新しい設備及び特設設備の稼働を停止する連絡手順書                 </td> <td>                     緊急時対応運用手順                 </td> <td>                     緊急時対応運用手順                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：（大飯発電所）重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                      ※2：（ディーゼル発電機等）により給電する。                      ※3：空冷式非常用発電機からの給電に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。                      ※4：空冷式非常用発電機、電源車（緊急時対策用）の燃料補給に使用する。空冷式非常用発電機の燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」、電源車（緊急時対策用）に燃料補給する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※5：電源車（緊急時対策用）から給電する手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。                      ※6：重大事故等発生時において用いる設備の分類                      a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>	分類	連絡先を特定する設計基準等に対する設備	対応手段	対応設備	整備方針	整備する手順書	手順書の分類	-	-	-	固定電話（固定）※2 固定電話（携帯）※2 衛星携帯電話※2 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※2（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX） 安全バクメータ表示システム（SPDS）※2 安全バクメータ伝送システム※2 緊急時衛星通信システム※2 加入電話 加入アクセシビリ 携帯電話 電力伝送通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び衛星保安電話 社内TV会議システム 無線通信装置	重大事故等発生時 自主的対策として整備	通信連絡に関する手順 緊急時対応運用手順	重大事故等発生時及び火災爆発等発生時における対応手順	空冷式非常用発電装置※3 燃料油貯蔵タンク※4 重油タンク※4 タンクローリー※4 電源車（緊急時対策用）※5	重大事故等発生時 自主的対策として整備	事故時立降線の発生時における対応手順 全交流電源喪失時における対応手順 燃料の取崩しに関する手順 緊急時対応運用手順	伊心の新しい設備及び特設設備の稼働を停止する連絡手順書	緊急時対応運用手順	緊急時対応運用手順	
分類	連絡先を特定する設計基準等に対する設備	対応手段	対応設備	整備方針	整備する手順書	手順書の分類																																					
-	-	-	携帯電話設備（固定電話、FAX）※1 衛星携帯電話 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※1（TV会議システム、IP電話、IP-FAX） データ伝送装置※1 E-MAIL伝送サーバ※1 加入電話設備（固定電話、FAX）※1 専用電話設備※1（固定電話、FAX） 携帯電話 電力伝送通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）） 衛星携帯電話※1 社内TV会議システム※1 無線通信装置※1	重大事故等発生時 多様な状況に対応	通信連絡に関する手順 緊急時対応運用手順	重大事故等発生時及び火災爆発等発生時における対応手順																																					
			代替非常用発電機※2 緊急時対策用発電機※4 ディーゼル発電機燃料供給設備※3 ディーゼル発電機燃料供給設備※3 可搬型タンクローリー※3	重大事故等発生時 自主的対策として整備	事故時立降線の発生時における対応手順 全交流電源喪失時における対応手順 緊急時対応運用手順	故障及び設計基準等に対する連絡手順書 伊心の新しい設備及び特設設備の稼働を停止する連絡手順書	緊急時対応運用手順	緊急時対応運用手順																																			
分類	連絡先を特定する設計基準等に対する設備	対応手段	対応設備	整備方針	整備する手順書	手順書の分類																																					
-	-	-	固定電話（固定）※2 固定電話（携帯）※2 衛星携帯電話※2 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※2（TV会議システム、IP電話及びIP-FAX） 安全バクメータ表示システム（SPDS）※2 安全バクメータ伝送システム※2 緊急時衛星通信システム※2 加入電話 加入アクセシビリ 携帯電話 電力伝送通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））及び衛星保安電話 社内TV会議システム 無線通信装置	重大事故等発生時 自主的対策として整備	通信連絡に関する手順 緊急時対応運用手順	重大事故等発生時及び火災爆発等発生時における対応手順																																					
			空冷式非常用発電装置※3 燃料油貯蔵タンク※4 重油タンク※4 タンクローリー※4 電源車（緊急時対策用）※5	重大事故等発生時 自主的対策として整備	事故時立降線の発生時における対応手順 全交流電源喪失時における対応手順 燃料の取崩しに関する手順 緊急時対応運用手順	伊心の新しい設備及び特設設備の稼働を停止する連絡手順書	緊急時対応運用手順	緊急時対応運用手順																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																																																										
<p>第10.12-2表 通信連絡を行うために必要な設備（常設）の主要機器仕様</p>		<p>表 2.19-1 通信連絡設備（重大事故等時）（常設）の設備仕様</p>																																																											
<p>(1) 無線連絡設備                      無線連絡設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・中央制御室（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 無線系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 衛星電話設備                      衛星電話設備（固定型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・中央制御室（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p> <p>(3) 安全パラメータ表示システム（SPDS）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. データ収集装置                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>b. SPDS 伝送装置                      使用回線 有線系回線及び無線系回線                      個数 一式</p> <p>c. SPDS 表示装置                      個数 一式</p> <p>(4) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. テレビ会議システム                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個数 一式</p>		<p>(1) 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（固定）</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(2) 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(3) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線、衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>IP電話</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(4) 安全パラメータ表示システム（SPDS）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線、無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(5) 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>安全パラメータ伝送システム</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線、衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(6) SPDS表示装置（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・計装設備（重大事故等対処設備）                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名</td> <td>SPDS表示装置</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設備名	衛星電話（固定）	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	緊急時衛星通報システム	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	TV会議システム	使用回線	有線系回線、衛星系回線	個数	一式	設備名	IP電話	使用回線	有線系回線	個数	一式	設備名	IP電話	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	IP-FAX	使用回線	有線系回線	個数	一式	設備名	IP-FAX	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	安全パラメータ表示システム（SPDS）	使用回線	有線系回線、無線系回線	個数	一式	設備名	安全パラメータ伝送システム	使用回線	有線系回線、衛星系回線	個数	一式	設備名	SPDS表示装置	個数	一式	
設備名	衛星電話（固定）																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	緊急時衛星通報システム																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	TV会議システム																																																												
使用回線	有線系回線、衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP電話																																																												
使用回線	有線系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP電話																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP-FAX																																																												
使用回線	有線系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	IP-FAX																																																												
使用回線	衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																												
使用回線	有線系回線、無線系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	安全パラメータ伝送システム																																																												
使用回線	有線系回線、衛星系回線																																																												
個数	一式																																																												
設備名	SPDS表示装置																																																												
個数	一式																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由
<p>b. IP 電話                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個 数 一式</p> <p>c. IP-FAX                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個 数 一式</p> <p>(5) データ伝送設備                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・通信連絡設備（通常運転時等）</p> <p>a. SPDS 伝送装置                      使用回線 有線系回線及び衛星系回線                      個 数 一式</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第62条 通信連絡設備（本文）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	差異理由																														
<p>第10.12-3表 通信連絡を行うために必要な設備（可搬型）の主要機器仕様</p> <p>(1) 携行型通話装置                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 有線系回線                      個数 一式</p> <p>(2) 無線連絡設備                      無線連絡設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 無線系回線                      個数 一式</p> <p>(3) 衛星電話設備                      衛星電話設備（携帯型）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所（通常運転時等）                      ・緊急時対策所（重大事故等時）                      ・通信連絡設備（通常運転時等）                      使用回線 衛星系回線                      個数 一式</p>		<p>表 2.19-2 通信連絡設備（重大事故等時）（可搬型）の設備仕様</p> <p>(1) 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1" data-bbox="1721 378 2077 462"> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(2) 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1" data-bbox="1721 588 2077 672"> <tr> <td>設備名</td> <td>衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>衛星系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(3) トランシーバー（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1" data-bbox="1721 714 2077 798"> <tr> <td>設備名</td> <td>トランシーバー</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>無線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(4) 携行型通話装置（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1" data-bbox="1721 924 2077 1008"> <tr> <td>設備名</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table> <p>(5) インターフォン（3号及び4号炉共用）                      兼用する設備は以下のとおり。                      ・緊急時対策所                      ・通信連絡設備</p> <table border="1" data-bbox="1721 1134 2077 1218"> <tr> <td>設備名</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>使用回線</td> <td>有線系回線</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>一式</td> </tr> </table>	設備名	衛星電話（携帯）	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	衛星電話（可搬）	使用回線	衛星系回線	個数	一式	設備名	トランシーバー	使用回線	無線系回線	個数	一式	設備名	携行型通話装置	使用回線	有線系回線	個数	一式	設備名	インターフォン	使用回線	有線系回線	個数	一式	
設備名	衛星電話（携帯）																																
使用回線	衛星系回線																																
個数	一式																																
設備名	衛星電話（可搬）																																
使用回線	衛星系回線																																
個数	一式																																
設備名	トランシーバー																																
使用回線	無線系回線																																
個数	一式																																
設備名	携行型通話装置																																
使用回線	有線系回線																																
個数	一式																																
設備名	インターフォン																																
使用回線	有線系回線																																
個数	一式																																